

議員定数問題特別委員会

【平成22年5月28日(金)提出資料】

和歌山市議会事務局 作成

第 174 回国会（常会）提出法案

地方自治法の一部を改正する法律案

（第 91 条のみ抜粋）

◎ 議員定数の法定上限数の撤廃

地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として、地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。

- ・ 平成 22 年 3 月 29 日 国会提出
- ・ 平成 22 年 4 月 28 日 参議院本会議可決（参議院先議）
- ・ 衆議院で審議中

（参照：総務省・衆議院・参議院ホームページ）

地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表（第91条のみ抜粋）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

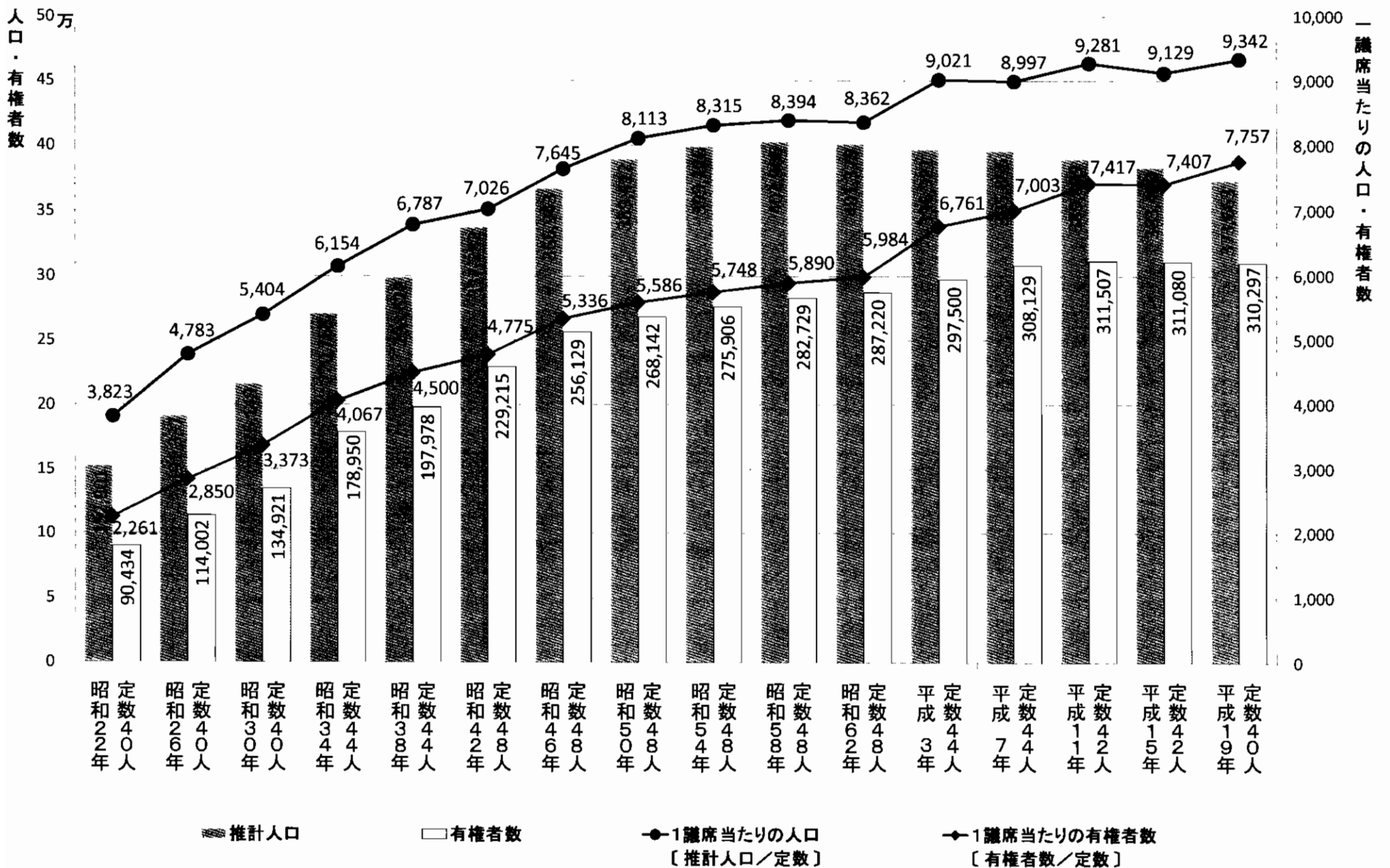
改 正 案	現 行
<p>[市町村議会の議員の定数] 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>② <u>前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。</u></p> <p>③ 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、<u>前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。</u></p> <p>④ 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>⑤ 第7条第1項又は第3項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>⑥ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>⑦ 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>⑧ <u>第5項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</u></p>	<p>[市町村議会の議員の定数] 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>② <u>市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>人口2千未満の町村 12人</u> (2) <u>人口2千以上5千未満の町村 14人</u> (3) <u>人口5千以上1万未満の町村 18人</u> (4) <u>人口1万以上2万未満の町村 22人</u> (5) <u>人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人</u> (6) <u>人口5万以上10万未満の市 30人</u> (7) <u>人口10万以上20万未満の市 34人</u> (8) <u>人口20万以上30万未満の市 38人</u> (9) <u>人口30万以上50万未満の市 46人</u> (10) <u>人口50万以上90万未満の市 56人</u> (11) <u>人口90万以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあつては、96人）</u></p> <p>③ <u>第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。</u></p> <p>④ <u>第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。</u></p> <p>⑤ 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、<u>前2項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。</u></p> <p>⑥ 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。</p> <p>⑦ 第7条第1項又は第3項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>⑧ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。</p> <p>⑨ 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。</p> <p>⑩ <u>第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</u></p>

市議会議員選挙における人口及び有権者数の状況調べ

(単位：人)

選挙年月	法定数	条例定数	推計人口	1議席当たりの推計人口 [推計人口/定数]	有権者数	1議席当たりの有権者数 [有権者数/定数]	備考(国勢調査人口)	
昭和22年4月	40		152,901	3,823	90,434	2,261	昭和15年	195,203
昭和26年4月	40		191,337	4,783	114,002	2,850	昭和25年	191,337
昭和30年4月	40		216,149	5,404	134,921	3,373	昭和25年	191,337
昭和34年4月	44		270,768	6,154	178,950	4,067	昭和30年	220,021
昭和38年4月	44		298,622	6,787	197,978	4,500	昭和35年	285,155
昭和42年4月	48		337,232	7,026	229,215	4,775	昭和40年	328,657
昭和46年4月	48		366,943	7,645	256,129	5,336	昭和45年	365,267
昭和50年4月	48		389,412	8,113	268,142	5,586	昭和45年	365,267
昭和54年4月	48		399,126	8,315	275,906	5,748	昭和50年	389,717
昭和58年4月	52	48	402,906	8,394	282,729	5,890	昭和55年	400,802
昭和62年4月	52	48	401,379	8,362	287,220	5,984	昭和60年	401,352
平成 3年4月	48	44	396,921	9,021	297,500	6,761	平成 2年	396,553
平成 7年4月	48	44	395,855	8,997	308,129	7,003	平成 2年	396,553
平成11年4月	48	42	389,809	9,281	311,507	7,417	平成 7年	393,885
平成15年4月	46	42	383,420	9,129	311,080	7,407	平成12年	386,551
平成19年4月	46	40	373,663	9,342	310,297	7,757	平成17年	375,591

※ 昭和57年12月和歌山市議会議員定数条例を制定
 ※ 法定数については、直近の国勢調査人口を基準に設定



定数増減時における1議席当たり人口及び有権者数の状況調べ

(単位:人)

定数変更後 選挙年月	推計人口	有権者数	変更	定数	1議席当たり	
					人口	有権者数
昭和22年4月	152,901	90,434	—	40	3,823	2,261
昭和34年4月	270,768	178,950	改選前	40	6,769	4,474
			改選後	44	6,154	4,067
昭和42年4月	337,232	229,215	改選前	44	7,664	5,209
			改選後	48	7,026	4,775

※昭和57年12月和歌山市議会議員定数条例を制定

平成 3年4月	396,921	297,500	改選前	48	8,269	6,198
			改選後	44	9,021	6,761
平成11年4月	389,809	311,507	改選前	44	8,859	7,080
			改選後	42	9,281	7,417
平成19年4月	373,663	310,297	改選前	42	8,897	7,388
			改選後	40	9,342	7,757

【参 考】

平成22年	4月1日現在 368,856	3月2日現在 313,413	定数	40	9,221	7,835
-------	-------------------	-------------------	----	----	-------	-------

※参1:「推計人口」について

国勢調査を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値をもととした人口数。この数字には外国人も含まれている。

※推計人口順

	法定 上限数	条例定数	現員数 (H22年4月 現在)	議員1人 当たり人口	※参1 推計人口 (H22年4月1日 現在)	推計世帯 (H22年4月1日 現在)	住基 + 外国人 人口 + 登録人口 (H22年3月末又は4月1日)	面積 (k㎡)		
				(順位) 推計人口 条例定数						
1	熊本市	56	48	51 [特例]※H22年3月合併	(1)	15,174	728,332	301,816	726,412	389.53
2	鹿児島市	56	50	50	(3)	12,099	604,959	264,988	605,510	547.06
3	船橋市	56	50	50	(4)	12,070	603,506	259,042	609,987	85.64
4	姫路市	56	43 ※H23年4月から47人	49 [特例]	(2)	12,461	535,843	208,077	544,197	534.43
5	松山市	56	45	45	(6)	11,425	514,137	225,915	516,207	429.04
6	宇都宮市	56	50 ※H23年4月から47人	48	(15)	10,176	508,775	210,458	512,821	416.84
7	東大阪市	56	46	46	(9)	10,968	504,526	218,947	505,391	61.81
8	西宮市	46	45	42	(10)	10,687	480,920	205,166	477,270	100.18
9	倉敷市	46	43	43	(8)	11,027	474,147	192,912	479,664	354.72
10	大分市	46	46	46	(14)	10,244	471,240	196,925	473,463	501.28
11	福山市	46	46	46	(16)	10,049	462,250	※住基 186,799	471,299	518.07
12	尼崎市	46	44	44	(12)	10,496	461,820	208,635	472,312	49.97
13	金沢市	46	40	40	(5)	11,437	457,477	190,358	448,936	467.77
14	長崎市	46	44 ※H23年4月から40人	51 [特例]	(17)	10,027	441,177	188,098	446,593	406.40
15	豊田市	46	40 ※H23年4月から46人	47 [特例]	(11)	10,599	423,964	167,706	422,960	918.47
16	富山市	46	42	41	(18)	10,008	420,355	159,153	422,633	1,241.85
17	横須賀市	46	43	42	(21)	9,722	418,047	165,815	430,298	100.68
18	高松市	46	40	51 [特例]	(13)	10,443	417,726	173,486	425,876	375.12
19	岐阜市	46	44	44	(26)	9,319	410,053	153,816	419,847	202.89
20	柏市	46	36	37 [特例]	(7)	11,076	398,741	158,706	400,112	114.90
21	宮崎市	46	46	56 [特例]※H22年3月合併	(28)	8,654	398,068	171,399	402,396	644.61
22	長野市	46	39	41 [特例]	(20)	9,813	382,704	148,901	387,815	834.85
23	岡崎市	46	40	40	(23)	9,417	376,677	140,943	376,237	387.24
24	豊橋市	46	40 ※H23年4月から36人	40	(24)	9,401	376,021	141,155	382,419	261.35
25	和歌山市	46	40	38	(27)	9,221	368,856	151,142	383,889	210.25
26	奈良市	46	39	39	(25)	9,358	364,945	153,361	368,097	276.84
27	高槻市	46	36	35	(19)	9,829	353,838	144,180	358,587	105.31
28	旭川市	46	36	36	(22)	9,638	346,971	156,113	353,987	747.60
29	いわき市	46	40	40	(29)	8,575	343,008	133,270	350,480	1,231.34
30	高知市	46	40 ※H23年4月から34人	44 [特例]	(30)	8,572	342,865	152,522	341,119	309.22
31	川越市	46	40	39	(31)	8,474	338,945	139,821	340,529	109.16
32	前橋市	46	40	43 [特例]	(32)	8,452	338,077	132,994	344,994	311.64
33	郡山市	46	40	40	(33)	8,439	337,544	129,560	336,126	757.06
34	大津市	46	40	40	(34)	8,321	332,823	133,366	337,281	464.10
35	秋田市	46	42	42	(36)	7,714	323,996	133,882	324,662	905.67
36	久留米市	46	42	42	(39)	7,213	302,964	120,471	305,483	229.84
37	青森市	46	41	39	(38)	7,323	300,263	121,999	305,643	824.52
38	盛岡市	46	42 ※H23年4月から38人	42	(40)	7,078	297,267	125,590	292,964	886.47
39	函館市	38	34 ※H23年4月から30人	36 [特例]	(35)	8,308	※住基 282,459	※住基 141,892	283,301	677.92
40	下関市	38	38 ※H23年2月から34人	38	(37)	7,396	281,039	120,233	286,395	716.14

※推計人口順

	法定 上限数	条例定数	現員数 (H22年4月 現在)	議員定数			条例の動向	
				条例一法定	制定及び最近改正	施行日	適用時期	検討状況 (H22年4月22日調査)
1 熊本市	56	48	51 〔特例〕※H22年3月合併	-8人	H18/12/27 改正	次の一般選挙	H19年 4月	現在、検討していない。
2 鹿児島市	56	50	50	-6人	H07/12/19 改正	次の一般選挙	H 8年 4月	議会運営委員会において、現在、検討中。
3 船橋市	56	50	50	-6人	H14/10/02 制定	H15/01/01	H15年 4月	現在、検討していない。
4 姫路市	56	43 ※H23年4月から47人	49 〔特例〕	-13人	H22/03/26 改正	次の一般選挙	H23年 4月	H22年2月定例会で条例改正案可決。
5 松山市	56	45	45	-11人	H17/06/30 改正	次の一般選挙	H18年 4月	現在、検討していない。
6 宇都宮市	56	50 ※H23年4月から47人	48	-6人	H22/03/25 改正	次の一般選挙	H23年 4月	H21年8月～H22年3月まで議会制度検討会議(計8回)を開催し、H22年3月可決。
7 東大阪市	56	46	46	-10人	H17/12/01 改正	公布の日以後の 一般選挙から	H19年 9月	現在、検討していない。
8 西宮市	46	45	42	-1人	H14/12/25 制定	H15/01/01	H15年 1月	議会改革特別委員会(H20/7/16設置)において検討中。
9 倉敷市	46	43	43	-3人	H14/12/27 制定	H15/01/01	H17年 1月	現在、検討していない。
10 大分市	46	46	46	0人	H14/12/17 制定	H15/01/01	H17年 2月	議会活性化推進会議において、議員定数のあり方について調査研究中。
11 福山市	46	46	46	0人	H19/03/27 改正	次の一般選挙	H20年 5月	H21年12月、議長の諮問により議会運営委員会で検討中。
12 尼崎市	46	44	44	-2人	H21/03/30 改正	公布の日以後の 一般選挙から	H21年 6月	現在、検討していない。 ※H21年4月より。
13 金沢市	46	40	40	-6人	H14/12/24 制定	H15/01/01	H15年 4月	現在、検討していない。
14 長崎市	46	44 ※H23年4月から40人	51 〔特例〕	-2人	H21/03/11 改正	次の一般選挙	H23年 4月	H20年度に議会制度改革推進会議(議長の諮問機関)を設置し、検討を行った。
15 豊田市	46	40 ※H23年4月から46人	47 〔特例〕	-6人	H21/12/21 改正	次の一般選挙	H23年 4月	H21年12月定例会で条例改正案可決。 ※合併により6名の増員。
16 富山市	46	42	41	-4人	H20/03/26 制定	次の一般選挙	H21年 4月	議会改革検討調査会の検討事項に挙がっている。
17 横須賀市	46	43	42	-3人	H18/12/13 改正	次の一般選挙	H19年 4月	H22年6月制定予定の議会基本条例に定めるため、現在、第3次議会制度検討会において検討予定。
18 高松市	46	40	51 〔特例〕	-6人	H09/03/27 改正	次の一般選挙	H11年 4月	今のところ、条例定数の40人については変更予定なし。
19 岐阜市	46	44	44	-2人	H17/09/27 改正	H18/01/01	H19年 4月	議会運営委員会で、現在、検討中
20 柏市	46	36	37 〔特例〕	-10人	H18/09/27 改正	H19/01/01	H19年 8月	H23年の改選で36人となる。
21 宮崎市	46	46	56 〔特例〕※H22年3月合併	0人	H18/09/27 改正	次の一般選挙	H19年 4月	現在、検討していない。
22 長野市	46	39	41 〔特例〕	-7人	H18/09/28 改正	公布の日から	H19年 9月	現在、検討していない。
23 岡崎市	46	40	40	-6人	H14/03/25 制定	H15/01/01	H12年 9月	現在、検討していない。
24 豊橋市	46	40 ※H23年4月から36人	40	-6人	H22/03/26 改正	次の一般選挙	H23年 4月	H22年3月定例会にて条例改正案可決。
25 和歌山市	46	40	38	-6人	H19/02/26 改正	次の一般選挙	H19年 4月	議員定数問題特別委員会(H22/3/19設置)において検討中。
26 奈良市	46	39	39	-7人	H20/12/17 改正	次の一般選挙	H21年 7月	現在、検討していない。 ※H21年7月より。
27 高槻市	46	36	35	-10人	H14/12/20 制定	H15/01/01	H15年 4月	現在、検討していない。
28 旭川市	46	36	36	-10人	H15/02/24 改正	公布の日以後の 一般選挙から	H15年 4月	現在、検討していない。
29 いわき市	46	40	40	-6人	H15/12/25 改正	次の一般選挙	H16年 9月	H15年12月に改正済み。現在、検討していない。
30 高知市	46	40 ※H23年4月から34人	44 〔特例〕	-6人	H22/03/28 改正	次の一般選挙	H23年 4月	H22年3月定例会で条例改正案可決。
31 川越市	46	40	39	-6人	H11/12/24 制定	H15/01/01	H15年 4月	現在、検討していない。H21年10月、自治会連合会から議員定数の要請書受理。
32 前橋市	46	40	43 〔特例〕	-6人	H17/03/30 改正	次の一般選挙	H21年 2月	各派代表者会議で今後検討予定。
33 郡山市	46	40	40	-6人	H18/12/01 改正	次の一般選挙	H19年 5月	H18年に改正済み。現在、検討していない。
34 大津市	46	40	40	-6人	H18/09/26 改正	公布の日以後の 一般選挙から	H19年 5月	各会派において取り扱いについて協議中。 ※H22年4月の市長からの削減案発言による。
35 秋田市	46	42	42	-4人	H18/09/13 改正	公布の日以後の 一般選挙から	H19年 4月	現在、検討していない。
36 久留米市	46	42	42	-4人	H18/09/29 改正	H18/10/01	H19年 4月	現在、検討していない。
37 青森市	46	41	39	-5人	H18/06/23 改正	次の一般選挙	H18年10月	H22年3月24日一議員定数(41→38)を否決。 議会運営委員会で課題事項として協議中。
38 盛岡市	46	42 ※H23年4月から38人	42	-4人	H22/03/27 改正	次の一般選挙	H23年 4月	H22年3月定例会にて条例改正案可決。
39 函館市	38	34 ※H23年4月から30人	36 〔特例〕	-4人	H22/03/26 改正	次の一般選挙	H23年 4月	H22年3月26日条例改正案可決。
40 下関市	38	38 ※H23年2月から34人	38	0人	H22/03/26 改正	次の一般選挙	H23年 2月	H22年3月定例会で条例改正案可決。

※推計人口順

	法定 上限数	条例定数	現員数 (H22年4月 現在)	委 員 会 設 置 状 況							
				常 任 委 員 会 数	【 名 称 及 び 設 定 数 】						
1 熊本市	56	48	51 〔特例〕※H22年3月合併	7	総務 8	教育市民 9	保健福祉 8	環境水道 8	経済 9	都市整備 9	予算決算 51
2 鹿児島市	56	50	50	5	総務消防 10	市民健康福祉 10	経済企業 10	建設 10	環境文教 10		
3 船橋市	56	50	50	5	総務 10	健康福祉 10	市民環境経済 10	建設 10	文教 10		
4 姫路市	56	43 ※H23年4月から47人	49 〔特例〕	5	総務 10	文教 10	厚生 10	経済 10	建設 9		
5 松山市	56	45	45	6	総務理財 8	文教消防 7	市民福祉 8	環境下水 7	都市企業 7	産業経済 8	
6 宇都宮市	56	50 ※H23年4月から47人	48	5	総務 10	厚生 10	環境経済 10	建設 10	文教消防水道 10		
7 東大阪市	56	46	46	5	総務 10	文教 9	民生保健 9	環境経済 9	建設水道 9		
8 西宮市	46	45	42	4	総務 12	市民文教 11	厚生 11	建設 11			
9 倉敷市	46	43	43	6	総務 7	市民環境 8	保健福祉 7	文化産業 7	建設 7	文教 7	
10 大分市	46	46	46	5	総務 10	厚生 9	文教 9	建設 9	経済 9		
11 福山市	46	46	46	4	総務 12	民生福祉 12	文教経済 11	建設水道 11			
12 尼崎市	46	44	44	5	総務消防 9	文教 9	健康福祉 9	経済環境市民 8	建設企業 9		
13 金沢市	46	40	40	5	総務 8	産業企業 8	市民福祉 8	都市整備 8	教育環境 8		
14 長崎市	46	44 ※H23年4月から40人	51 〔特例〕	4	総務 13	厚生 13	文教経済 13	建設水道 12			
15 豊田市	46	40 ※H23年4月から48人	47 〔特例〕	5	企画総務 10	生活社会 10	教次世代 9	環境福祉 9	産業建設 9		
16 富山市	46	42	41	4	総務 11	厚生 11	経済教育 10	建設 10			
17 横須賀市	46	43	42	4	総務 11	民生 11	建設 10	教育経済 11			
18 高松市	46	40	51 〔特例〕	4	総務消防 13	教育民生 13	経済環境 13	建設水道 12			
19 岐阜市	46	44	44	5	総務 9	産業 9	厚生 9	建設 9	文教 8		
20 柏市	46	36	37 〔特例〕	4	総務 9	市民環境 9	教育民生 10	建設経済 9			
21 宮崎市	46	46	56 〔特例〕※H22年3月合併	4	総務財政 14	文教民生 14	建設企業 14	市民経済 14			
22 長野市	46	39	41 〔特例〕	4	総務 11	福祉環境 10	経済文教 10	建設企業 10			
23 岡崎市	46	40	40	4	総務企画 10	福祉病院 10	環境教育 10	経済建設 10			
24 豊橋市	46	40 ※H23年4月から36人	40	4	総務 10	環境経済 10	福祉教育 10	建設消防 10			
25 和歌山市	46	40	38	4	総務 10	厚生 9	経済文教 10	建設企業 9			
26 奈良市	46	39	39	5	総務水道 7	産業文教 8	厚生 8	企画環境 8	建設 8		
27 高槻市	46	36	35	4	総務消防 9	環境産業 9	福祉企業 9	文教市民 9			
28 旭川市	46	36	36	4	総務 9	民生 9	経済文教 9	建設公営企業 9			
29 いわき市	46	40	40	5	総務 8	市民福祉 8	環境経済 8	建設 8	文教水道 8		
30 高知市	46	40 ※H23年4月から34人	44 〔特例〕	4	総務 11	建設 11	厚生 11	経済文教 11			
31 川越市	46	40	39	4	総務 10	文教 10	厚生 10	建設 10			
32 前橋市	46	40	43 〔特例〕	4	総務 11	教育福祉 11	市民経済 11	建設水道 10			
33 那山市	46	40	40	4	総務財政 10	建設水道 10	環境経済 10	文教福祉 10			
34 大津市	46	40	40	4	総務 10	教育厚生 10	生活産業 10	施設 10			
35 秋田市	46	42	42	4	総務 11	厚生 11	教育産業 10	建設 10			
36 久留米市	46	42	42	4	総務 11	教育民生 10	経済 10	建設 11			
37 青森市	46	41	39	4	総務企画 11	文教経済 10	都市建設 10	民生環境 10			
38 盛岡市	46	42 ※H23年4月から38人	42	4	総務 11	教育福祉 11	産業環境 10	建設 10			
39 函館市	38	34 ※H23年4月から30人	36 〔特例〕	3	総務 13	経済建設 12	民生 13				
40 下関市	38	38 ※H23年2月から34人	38	4	総務 10	経済 9	文教厚生 10	建設 9			

※推計人口順

	法定 上限数	条例定数	現員数 (H22年4月 現在)	予 算 規 模			(H22年度)		議会費		
				一般会計(千円)	特別会計(千円)	企業会計(千円)	計(千円)	対前年 増減率	(千円)	一般会計 構成比	対前年 増減率
1 熊本市	56	48	51 〔特例〕※H22年3月合併	254,093,000	158,216,049	78,484,301	490,793,350	9.5	1,031,342	0.41%	3.0
2 鹿児島市	56	50	50	219,740,000	102,672,000	56,534,000	378,946,000	4.0	1,043,795	0.48%	△ 1.1
3 船橋市	56	50	50	160,460,000	118,993,000	15,887,000	295,340,000	3.4	870,500	0.54%	△ 0.3
4 姫路市	56	43 ※H23年4月から47人	49 〔特例〕	214,500,000	120,192,732	暫定 3,682,289	338,375,021	(—)	1,008,276	0.47%	△ 3.1
5 松山市	56	45	45	159,980,000	140,302,700	39,913,300	340,196,000	△ 6.5	809,432	0.51%	0.2
6 宇都宮市	56	50 ※H23年4月から47人	48	181,220,000	101,269,191	39,740,859	322,230,050	5.2	928,368	0.51%	△ 0.9
7 東大阪市	56	46	46	174,349,474	104,783,461	61,288,111	340,421,046	0.3	949,028	0.54%	△ 1.8
8 西宮市	46	45	42	161,079,538	72,299,464	42,413,694	275,792,696	2.1	829,259	0.51%	△ 5.2
9 倉敷市	46	43	43	163,357,804	109,592,051	44,553,642	317,503,497	7.1	846,600	0.52%	△ 3.0
10 大分市	46	46	46	159,332,000	79,000,000	37,147,000	275,479,000	1.8	926,582	0.58%	0.2
11 福山市	46	46	46	169,155,000	109,247,974	32,508,271	310,911,245	1.6	836,954	0.49%	△ 2.5
12 尼崎市	46	44	44	188,132,880	186,212,091	38,862,310	413,207,281	△ 1.8	772,499	0.41%	△ 2.8
13 金沢市	46	40	40	160,035,000	82,350,369	61,698,699	304,084,068	1.0	831,285	0.52%	△ 2.2
14 長崎市	46	44 ※H23年4月から40人	51 〔特例〕	208,280,000	104,261,432	54,086,812	366,628,244	0.4	974,122	0.47%	△ 2.5
15 豊田市	46	40 ※H23年4月から46人	47 〔特例〕	155,600,000	64,199,928	15,762,888	235,562,816	△ 2.9	787,945	0.51%	△ 3.5
16 富山市	46	42	41	159,336,890	118,251,034	44,001,427	321,589,351	0.1	746,542	0.47%	△ 4.5
17 横須賀市	46	43	42	139,717,415	110,501,000	42,284,000	292,502,415	△ 4.3	811,353	0.58%	△ 6.6
18 高松市	46	40	51 〔特例〕	142,810,000	106,320,604	19,983,559	269,114,163	1.2	833,979	0.58%	△ 0.2
19 岐阜市	46	44	44	147,960,000	95,148,460	45,614,693	288,723,153	3.7	879,296	0.59%	△ 2.0
20 柏市	46	36	37 〔特例〕	111,890,000	69,417,000	12,709,000	194,016,000	△ 2.5	651,849	0.58%	△ 2.4
21 宮崎市	46	46	56 〔特例〕※H22年3月合併	136,378,963	99,390,000	32,566,000	268,334,963	1.3	816,247	0.60%	9.2
22 長野市	46	39	41 〔特例〕	146,470,000	63,698,500	50,645,300	260,813,800	4.4	689,584	0.47%	4.9
23 岡崎市	46	40	40	119,240,000	64,666,426	30,390,586	214,297,012	△ 0.9	641,751	0.54%	△ 8.7
24 豊橋市	46	40 ※H23年4月から36人	40	112,690,000	76,700,000	48,542,000	237,932,000	6.5	633,393	0.56%	△ 3.1
25 和歌山市	46	40	38	134,705,822	123,237,888	16,486,845	274,430,555	0.0	802,669	0.60%	△ 1.8
26 奈良市	46	39	39	127,860,308	71,943,000	23,440,500	223,243,808	1.8	694,520	0.54%	△ 3.3
27 高槻市	46	36	35	103,972,942	81,633,769	13,650,240	199,256,951	4.6	636,024	0.61%	△ 2.6
28 旭川市	46	36	36	153,500,000	73,850,697	38,117,120	265,467,817	1.9	438,558	0.29%	△ 4.6
29 いわき市	46	40	40	118,563,484	102,843,842	36,193,981	257,601,307	3.6	667,492	0.56%	△ 1.8
30 高知市	46	40 ※H23年4月から34人	44 〔特例〕	129,000,000	99,467,000	11,116,000	239,583,000	△ 0.8	671,640	0.52%	△ 3.8
31 川越市	46	40	39	94,160,000	53,530,269	18,834,911	166,525,180	1.2	686,612	0.73%	△ 1.0
32 前橋市	46	40	43 〔特例〕	137,256,141	81,137,961	21,888,020	240,282,122	12.0	654,485	0.48%	0.3
33 郡山市	46	40	40	99,460,000	53,989,478	30,055,517	183,504,995	3.8	674,938	0.68%	△ 2.1
34 大津市	46	40	40	101,089,000	72,547,400	63,932,051	237,568,451	3.6	601,708	0.60%	△ 2.0
35 秋田市	46	42	42	123,950,000	59,855,037	40,695,179	224,500,216	5.4	703,033	0.57%	△ 1.6
36 久留米市	46	42	42	暫定 46,320,000	84,728,000	7,516,000	138,564,000	(—)	231,825	0.50%	(—)
37 青森市	46	41	39	113,319,000	79,542,468	27,285,373	220,146,841	△ 2.9	733,969	0.65%	1.1
38 盛岡市	46	42 ※H23年4月から38人	42	101,485,000	46,217,031	28,299,254	176,001,285	2.8	640,815	0.63%	△ 1.2
39 函館市	38	34 ※H23年4月から30人	36 〔特例〕	127,570,000	84,589,178	41,279,110	253,438,288	3.0	427,774	0.34%	△ 5.1
40 下関市	38	38 ※H23年2月から34人	38	117,500,000	92,125,000	39,715,552	249,340,552	△ 0.9	619,775	0.53%	0.2

議 員 定 数 問 題 特 別 委 員 会

【平成22年5月28日（金）提出資料】

総務局企画部企画課

(資料1)

平成22年5月28日
議員定数問題特別委員会
提出資料

人口に関する資料

1 和歌山市の推計人口

	2010年 (平成22年)	2013年 (平成25年)	2017年 (平成29年)
人口	361,000人	349,000人	333,000人

※基準人口とコーホート変化率を基に、将来人口を推計

2 和歌山市の想定人口

	2010年 (平成22年)	2013年 (平成25年)	2017年 (平成29年)
人口	368,000人	360,000人	350,000人

※将来を想定した目標人口

3 国勢調査基準人口(実績)

	2010年4月1日 (平成22年)
人口	368,856人

(資料2)

和歌山市の人口の推移

(各年12月31日現在)

年次	人 口 (人)		
	総 数	男	女
平成 11年	388,597	184,634	203,963
平成 12年	386,286	183,151	203,135
平成 13年	385,002	182,243	202,759
平成 14年	383,420	181,322	202,098
平成 15年	381,539	180,299	201,240
平成 16年	380,216	179,657	200,559
平成 17年	375,287	176,643	198,644
平成 18年	373,663	175,713	197,950
平成 19年	372,275	174,863	197,412
平成 20年	371,001	174,147	196,854
平成 21年	370,014	173,550	196,464

総務部市政情報課 「統計資料」より